

【参考】 特定入所障害児食費等給付費（補足給付費）の算定方法

国の基準

所得区分	特定入所障害児食費等給付費（月額 ^{※3} ）
生活保護、市民税非課税、 市民税所得割額が28万円未満	54,000円 + 福祉部分 ^{※1} + 34,000円 ^{※2} - 50,000円
市民税所得割額が28万円以上	54,000円 + 福祉部分 ^{※1} + 34,000円 ^{※2} - 79,000円

※1 施設ごとに設定される単価（日額）×30.4×0.1と、15,000円（生活保護・市民税非課税・市民税所得割が28万円未満の場合）あるいは37,200円（市民税所得割が28万円以上の場合）を比べ、いずれか低い額

※2 18歳・19歳の場合は25,000円

※3 受給者証には日額を表記（月額÷30.4）

神戸市の独自基準（令和5年6月末で終了）

特定入所障害児食費等給付費 = 54,000円 - （下表の基準額 - 負担上限月額(福祉部分)）
⇒ 国の基準（上記）と比較し高い方で決定

所得区分	基準額	
生活保護世帯	0円	
市民税非課税		
市民税均等割のみ かつ 所得税非課税	2,300円	
市民税所得割課税 かつ 所得税非課税	3,300円	
所得税の額が	12,000円以下	4,500円
	15,000円以下	5,000円
	20,000円以下	6,800円
	30,000円以下	7,100円
	40,000円以下	7,800円
	55,000円以下	9,400円
	70,000円以下	10,400円
	101,000円以下	14,500円
	183,000円以下	14,700円
	403,000円以下	20,600円
	703,000円以下	27,100円
	1,078,000円以下	34,400円
	1,632,000円以下	42,500円
	2,303,000円以下	51,500円
	3,117,000円以下	61,300円
	4,173,000円以下	71,900円
5,334,000円以下	83,300円	
6,674,000円以下	95,600円	
6,674,001円以上	100,000円	